

[山口労働局登録第2号] 一般建築物石綿含有建材調査者講習 3月26・27日開催決定

●建築物の解体、改修工事を開始する際は、事前に石綿の有無についての調査の実施が義務付けられており、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査者講習を修了した者により行うことが施行されました。

●施行後においても山口県内はもとより、周辺県からも受講される方が続いており、2月6・7日開催分については定員に達したことから、新たに3月26・27日に開催することを決定しました。3月7・8日に石綿作業主任者技能講習を受講される方については、調査者講習の受講に間に合いますのでご検討ください。

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・社代(消費税込み)
12	12月13・14日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員到達 募集締切	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者研修 32,000円 テキスト代 5,181円  ※定員に達した講習会でもその後辞退者が発生し、空きが出る場合がありますのでお問い合わせください。 キャンセル待ちも承ります。
13	1月19・20日(金・土) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員到達 募集締切	
14	2月6・7日(火・水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員到達 募集締切	
15	2月27・28日(火・水) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 受付中	
16	3月26・27日(火・水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 募集開始	

[山口労働局長登録第171号]石綿作業主任者技能講習

### 3月7日(木)、8日(金)石綿作業主任者技能講習(助成金対象)開催決定

●開催頻度の少ない近隣他県からも受講の申し込みが続くなど、未だ受講できない方のご要望に応え、担当講師及び会場の調整が出来ましたので、3月7日(木)、8日(金)に山口県セミナーパークにて開催することを決定し、11月29日から受付中です。調査者講習の受講を希望される方で、受講資格に満たない方にお勧めします。

【開催日程・会場・募集定員】

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・社代(消費税込み)
6	12月22・23日(金・土) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員到達 募集締切	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
7	1月29・30日(月・火) 1日目 9:30~17:00 2日目 9:20~15:50	スターピアくだまつ 下松市中央町 21-1	定員到達 募集締切	
8	3月7・8日(木・金) 1日目 8:45~16:30 2日目 8:50~15:30	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 募集中	

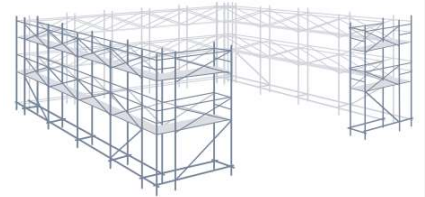
※ 石綿作業主任者技能講習を修了された方が、続けて石綿調査者講習を受講できるように、開催会場・開催時期を考慮した講習開催しています。石綿作業主任者技能講習を合格見込みとして、二つの講習を同時に申し込むこともできます(合格が必須)。

※ 当センターでは講習終了後、修了試験(考査)を実施し、合格者には即日修了証を交付します。事前に写真添付された申込書の送付をいただかないと修了証を作成できませんので、手続きは1週間前までにお願いします。

◆◆◆ 足場組立等作業に従事される方のための特別教育の開催について ◆◆◆

【足場組立等作業者特別教育】・【フルハーネス型安全帯特別教育】（助成金対象）開催します

● 足場組立等作業者特別教育は、建設工事を行う際に必要な作業用足場の組立て工事に従事する際に必要となる教育で、また、作業に際してはフルハーネス型安全帯の着用が必要となることから、フルハーネス型安全帯特別教育についても併せて事業者は実施義務があります。当センターでは、事業主に代わって当該教育を実施しています。



● 厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化する規則が、令和5年10月1日

から施行されました（一部規定は令和6年4月1日から施行）。この改正により一側足場の施工に係る規制強化、足場点検者の指名、点検結果の記録内容等の改正が盛り込まれました。

●点検者になる方について法定の要件はありませんが、足場の組立てについて一定の知識は必要となります。当該特別教育の場において、改正事項についても説明いたしますのでご活用ください。

●足場組立作業主任者については、つり足場、張り出し足場については高さに関係なく選任が必要で、地上から組み上げる足場については高さ5m以上の足場の組立・解体・変更作業に携わる方には、選任が必要となります。当センターでは現在足場組立作業特別教育を実施していますが、来年度から足場組立等作業主任者技能講習についても開催する予定で、現在準備中です。登録手続きが完了しましたら改めてご案内します。

【足場組立等作業者特別教育】

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
2	2月下旬 8:50~16:30	下松会場（調整中） （下松市勤労者総合福祉センター等）	40人 <b>開催予定</b>	受講料 7,000円 テキスト代 946円

【フルハーネス型安全帯特別教育】

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
4	3月上旬 8:50~16:30	山口会場（調整中） （サンフレッシュ山口等）	40人 <b>開催予定</b>	受講料 9,000円 テキスト代 946円

石綿含有建材調査結果の記載・届け出方法について その2

◆入力項目の中の建築物の新築時の着工日の確認により、平成18年9月以降の着工であれば、石綿が使用されていないことの証明にもなりますので、可能な限り確認することが重要です。この場合、現地での目視調査は不要となります。

◆石綿含有建材の有・無・みなしの記入をしますが、有又はみなしとした場合、石綿があることを前提とした定められた作業法により行うこととなります。石綿取扱作業を伴いますので、石綿作業主任者技能講習を修した者のうちから作業主任者を選任し、石綿事前調査結果届にもその氏名を記載することになります。

◆石綿作業主任者は、作業現場において作業方法を決定したり、作業指揮をすることになりますので、現場に常駐することになります。同時に複数の現場で石綿関連工事を行う時は、複数名の石綿作業主任者の育成が必要となりますので、計画的に養成を図ってください。

◆石綿事前調査結果届の提出は、パソコン上で現場の所在地の労働局及び所轄労働基準監督署を選択し、送信することで瞬時に届け出が出来ます。またこの届出システムは、所轄する県の各地区保健所窓口と同時に配信されますので、手続きの簡素化が図られています。入力後印刷された書類は事前調査結果の概要として作業記録の添付書類とすることができますので適切に保管管理してください（保存期間40年）。

◆事前調査の結果、レベル1・2の石綿含有建材が存在することが明らかとなり、その除去等の作業を行う時は、着工の14日前までに労働基準監督署長あてに工事の計画届の提出が、県の保健所長あてに作業の実施届の提出が必要となります。両手続きとも正副2部の書類を作成し、窓口での提出となります。

※未だ新型コロナウイルスの感染が散見され、加えてインフルエンザの流行も生じています。状況に応じ適時マスクの着用を願います。